

埋蔵文化財関係事務処理要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）の規定による埋蔵文化財関係の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(埋蔵文化財の発掘届出等に関する指示、命令及び勧告)

第2 法第92条第2項の規定による指示及び命令

(1) 届出に係る発掘の指示は、次のとおりとする。

ア 発掘調査の内容が適切である場合

(ア) 発掘調査の結果についての報告書を提出すること。

(イ) 報告書作成に長期間を要する場合は、発掘調査終了後6か月内に調査結果の概要を記した書面を提出すること。

(ウ) 届出事項に変更があった場合は、速やかに書面により報告すること。

(エ) 重要な遺構等が発見された場合は、直ちに報告すること。

(オ) 発掘調査により発見した出土品は、遺失物法の規定により適切に扱うこと。

イ 発掘調査の内容が不適切な場合

不適切な事項について是正を求め、是正を確認後、アの(ア)から(オ)までの指示を行うものとする。

(2) 届出に係る発掘の禁止、停止若しくは中止の命令は、次のいずれかにより埋蔵文化財が適切に調査・保護されない可能性がある場合に行うものとする。

ア 発掘調査の内容が不適切であり、前号イの是正が行われないうとき。

イ 発掘調査の主体者が当該発掘調査を適切に遂行し、完了させることができないと認められるとき。

ウ 発掘調査の担当者が当該発掘調査を行うために必要な専門的知識及び技術を有していないと認められるとき。

エ 発掘調査の方法が著しく適切さを欠くと認められるとき。

オ 重要な遺構等が発見され、その保護のため当該発掘調査を実施し、又は継続することが適当でないとして認められるとき。

2 法第93条第2項の規定による指示は、別紙の「記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示する際の基準」により、次のとおりとする。

(1) 発掘調査

(2) 工事立会

(3) 慎重工事

(4) その他必要な事項

3 法第94条第4項の規定による勧告は、前項の規定を準用する。

4 法第96条第8項の規定による指示は、第2項の規定を準用する。

5 法第97条第4項の規定による勧告は、第2項の規定を準用する。

(埋蔵物の保管)

第3 法第102条第1項の規定により文化財と認定された物件で、法第105条第1項の規定により所有権が県に帰属した文化財(以下「出土文化財」という。)のうち、学術上の分類・整理等のための必要があるものは、財務規則(昭和42年規則第2号。以下「規則」という。)第221条ただし書の規定により、発見者に保管させることができる。

(県で保有する出土文化財)

第4 出土文化財のうち、次のいずれかに該当し、製作技術に優れ、類例に乏しく代表的であり、学術上又は芸術上極めて価値の高いものは、県が保有する。

- (1) 石器、骨角器等旧石器時代に属するもの
- (2) 土器、土製品、石器、骨角器等縄文時代に属するもの
- (3) 土器、青銅器、鉄器、石器、木製品等弥生時代に属するもの
- (4) 鏡、武器、武具、馬具、装身具、埴輪、石製品、土器等古墳時代に属するもの
- (5) 瓦、貨幣、印章、仏像、経筒、骨壺、墓誌、陶磁器、木簡等歴史時代に属するもの

(報償金額の決定及び出土文化財価格評価員)

第5 法第105条第3項の規定による報償金の額を決定しようとするときは、出土文化財価格評価員(以下「評価員」という。)の意見を聴いて行うものとする。

- 2 評価員は、独立して出土文化財の価格を評価する。
- 3 前項の評価は、原則として文書によるものとし、口頭による場合はこれを記録しなければならない。
- 4 評価員は、学識経験者であって、評価すべき出土文化財について直接利害関係のないもののうちから、当該出土文化財ごとに3人以上を、必要のつど教育委員会が委嘱する。
- 5 評価員に関する事務は、文化財・生涯学習課において処理する。

(出土文化財の管理)

第6 出土文化財の管理は、規則によるほか別に定める「出土文化財管理要領」による。

(出土文化財の活用)

第7 出土文化財の活用は、広範な方途により積極的に行うものとする。

(出土文化財の譲与)

第8 出土文化財のうち第4に該当し県が保有したもの以外のものは、次により取り扱うものとする。

- (1) 法第107条第1項の規定により、当該文化財の発見者又は発見された土地の所有者(以下「発見者等」という。)に譲与するものとする。
- (2) 発見者等が当該出土文化財に係る法第105条第1項の規定による報償金の支給又は法第107条第1項の規定による譲与の権利を主張していないものは、財産に関する条例(昭和39年条例第17号。以下「条例」という。)第8条に定めるところにより、そ

の出土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、譲与することができるものとする。

- 2 前項の取扱いにより発見者等又は地方公共団体に出土文化財の譲与を行う場合には、これに対し管理方法等について適切な指導を行うものとする。

(出土文化財の貸付け)

第9 出土文化財について、地方公共団体、博物館、大学等から貸付けを受けたい旨の申し出があった場合で、当該出土文化財の保存・活用が適切に行われると認められるときは、条例第9条に定めるところにより、当該出土文化財を貸付けることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別紙

記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示する際の基準

1 工事前に発掘調査を要する場合

- (1) 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合。
- (2) 掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合や、一時的な盛土や工作物の設置の場合であっても、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合。
- (3) 恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合。

2 工事立会を要する場合

- (1) 対象地域が狭小で通常が発掘調査が実施できない場合。
- (2) 工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが現地で状況を確認する必要がある場合。

3 慎重工事を要する場合

遺構の状況と工事の内容から、発掘調査、工事立会の必要がないと考えられる場合。

4 1～3の具体的な取扱いは、工事等が埋蔵文化財に影響を及ぼす度合い及び事業の種類から、別表のとおりとする。

別表

1 埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合		
通常の発掘調査が可能な場合		発掘調査
対象地域が狭小等の要因で通常の発掘調査ができない場合		工事立会
2 1に該当しないが地下の埋蔵文化財に影響がある場合		
ア 埋蔵文化財を保護するため設ける土層の厚さが30cm未満の場合		
通常の発掘調査が可能な場合		発掘調査
対象地域が狭小等の要因で通常の発掘調査ができない場合		工事立会
イ 重さ等の地質土壌条件によって影響がある場合		
通常の発掘調査が可能な場合		発掘調査
対象地域が狭小等の要因で通常の発掘調査ができない場合		工事立会
3 1又は2に該当しないが、恒久的な工作物の設置、盛土・埋立が行われる場合		
ア 道路等（鉄道も準じて扱う。）		
(ア) 車道等		
通常の発掘調査が可能な場合		発掘調査
対象地域が狭小等の要因で通常の発掘調査ができない場合		工事立会
(イ) 植樹帯、歩道等、高架・橋梁の橋脚を除く部分		
必要な場合に発掘調査が可能	現地で確認する必要がある場合	工事立会
必要な場合に発掘調査が不可能	通常の発掘調査が可能な場合 対象地域が狭小等の要因で通常の発掘調査ができない場合	発掘調査 工事立会
(ウ) 道路の拡幅・改修の場合の既存道路部分、一時的な工事用道路		
現地で確認する必要がある場合		工事立会
(エ) 道路構造令に準拠していない農道、私道		
舗装	通常の発掘調査が可能な場合 現地で確認する必要がある場合	※ 工事立会
未舗装	現地で確認する必要がある場合	工事立会
イ ダム・河川		
ダムの堤体及び貯水池、河川の堤防敷及び河川敷内の低水路	通常の発掘調査が可能な場合 対象地域が狭小等の要因で通常の発掘調査ができない場合	発掘調査 工事立会
ダムの貯水池のうちの常時満水位より高い区域と河川の高水域		※
ウ 恒久的な盛土、埋立（撤去の予定・計画のない場合を、「恒久的盛土・埋立」とする。）		
(ア) 3m以上		
通常の発掘調査が可能な場合		発掘調査
対象地域が狭小等の要因で通常の発掘調査ができない場合		工事立会
(イ) 3m未満		
将来の調査が可能	現地で確認する必要がある場合	工事立会
将来の調査が不可能		発掘調査
古墳等の埋蔵文化財が地表に顕在している場合		発掘調査
将来埋蔵文化財に影響を及ぼすような地下埋設物・付帯施設が建設されていることが明らかで盛土等を実施することによって必要なときに発掘調査をすることが困難と判断できる場合		発掘調査
エ 建築物		
撤去の際に影響が及ぶと判断できる場合	通常の発掘調査が可能な場合 対象地域が狭小等の要因で通常の発掘調査ができない場合	発掘調査 工事立会
4 1、2又は3により発掘調査を実施する部分とそうでない部分が著しく交錯する場合		発掘調査
5 2又は3を除き、既に土木工事等により埋蔵文化財が損壊を受けた範囲内で工事が行われる場合		慎重工事
6 2又は3を除き、隣接地の発掘調査等の成果から、遺跡の保護上、現地で確認する必要がある場合		工事立会

※ 個別の事業ごとに協議